

官報

号外

昭和二十七年六月三十日

第十三回 衆議院會議録第六十三号

昭和二十七年六月三十日(月曜日)

議事日程 第六十二号

午後一時開議

第一 国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)
(委員会審査省略要求事件)
第二 図書館運営委員長の国立国会図書館法第十一條第二項による審査の結果報告

●本日の會議に付した事件

議員請暇の件

朝鮮人の騒ぎ、事件に関する緊急質問(中村寅次郎提出)

消防強化に関する決議案(川本末治君外十二名提出)

国有鉄道の新線建設並びに電化促進に関する決議案(滿尾君亮君外二百六十八名提出)

日程第一 国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 図書館運営委員長の国立国会図書館法第十一條第二項による審査の結果報告

行政監察特別委員長の同委員会における調査の結果報告

午後二時三十九分開議

○副議長(岩本信行君) これより會議を開きます。

○副議長(岩本信行君) お諮りいたします。議員松本龍藏君から、オリビッド大会に役員として、出席のため、六月三十日から本会期中、議員松本七郎君から、國際社会主義青年連盟大会出席のため、六月三十日から本会期中、いずれも請暇の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて許可するに決しました。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて許可するに決しました。

朝鮮人の騒ぎ、事件に関する緊急質問(中村寅次郎提出)

○福永健司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、中村寅次郎提出、朝鮮人の騒ぎ、事件に関する緊急質問を許可せられんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられます。

朝鮮人の騒ぎ、事件に関する緊急質問を許可いたします。中村寅次郎君。

〔中村寅次郎君登壇〕

○中村寅次郎君 朝鮮動乱二周年を記念して、去る二十五日、全国各地で、朝鮮人を中心とし、一部共産分子を交えて集會デモが行われたのであります。大阪の吹田市における前夜祭のごときは、無謀にも人民電車を動かし、あるいは市外の千里山においては、武装を整え、手に火炎びんあるいは竹やりを携え、赤旗を先頭にラッパを吹き鳴らして、警備隊との亂闘に突入したとあるものであります。あるいは東京の新宿においては、國際平和記念大会と称し、交番を焼き、駅に乱入してこれを破壊し、あるいは満員電中に火炎びんを投じてこれを焼殺せんとするがごとき、容易ならざる行為をなしておるのであります。(拍手)福岡市においては、居留民事務所を爆弾を投じている。あるいは敦賀市においては、北朝鮮人百余名が市役所に乱入して、屋上に北朝鮮旗を掲揚し、金品を強奪するなど、各地において傍若無人のふるまいをなしておるのであります。遂には警察隊との間に亂闘事件を引起して、流血の慘事を繰返すに至つたことに對しては、われらはまことに遺憾にたえないのであります。(拍手)

メーデー当日の騒乱事件以来今日までの情勢を見るに、共産党がともに暴力主義的運動の方針をとつて来たことは明らかであります。(拍手)しかも、その暴力行為による騒擾事件の多くの

場合、左傾朝鮮人が主役を演じておるといふことは、われらが断じて黙視し得ないところであり、(拍手)こうした騒ぎを起す朝鮮人は、ほとんどが北朝鮮の、民主民族戦線下における組織された団体員であつて、北朝鮮政府の指令によつて動いておるものと考へられるのであります。ゆえに、彼らの行動はきわめて戰亂的であり、朝鮮の革命を日本に延長せんとしておるものと考へられるのであります。これに對する政府の所見をわれらはただしたいのであります。

独立後、民主的議會政治を確立すべく努力を続けておる日本民族の進路に、ゲリラ戦法を主とする暴力行動が横行することは、真に遺憾きわまりなき事態といわなければなりません。われわれは断固たる決意をもつてこの暴力を排撃しなければならぬと存するのであります。朝鮮は地理的にもわが國の隣であり、歴史的にも日本民族と密接な關連を有し、われらが朝鮮動乱を人事と考へず、肉親の愛護にもひとしく心からこれに同情し、一日も早く平和に歸することを念じておるゆゑも、この因縁によるものであります。かくのごとく兩國国民が断ちがたい關係にあるにもかかわらず、多数の在日朝鮮人が、わが國の政府当局に向つて正面から戰闘をいどみ、治安を攪亂し、民生に不安を感ぜしめつづける現状は、われらの断じて黙視することのできないところであり、(拍手)

朝鮮人といへども、今日は外国人であります。およそ外国人が他國に在留する以上は、その國の政治、法律、社會制度等を尊重し、これに服従すべきが當然であります。(拍手)もし朝鮮人がして、わが國の制度に不服があるならば、いさぎよく日本を退去すべきであると存じます。(拍手)集團を結び、暴力によつて治安を亂す者が、われわれの断じて許し得ないところであり、(拍手)何ゆゑに政府は積極的にこれを防止する態度をとらないか、その真意を疑ひたいのであります。その真意をわれらは尋ねたいのであります。

吉田内閣は、警備隊は軍隊ではなく、治安のためのものであるといふことを、口を重ねて申しておるのであります。今日のごとく暴力により治安が攪亂されておるときに、一般警察が手を焼いている際にこれを使ひないならば、いかなる際にこれを使ひのか、われらは疑問とせざるを得ないのであります。(拍手)すべて獨立國家にありましては、在留外國人にしてその國家の治安を亂す者、犯罪をなし、あるいは浮浪、放浪的生活をする者を領域外に追放する権利を持つてゐるのであります。日本政府においては、断固としてこの権利を行使し、暴動に参加し、わが國內治安を害する者はこごとく強制送還をすべきであると考えるのであります。われらは、北朝鮮左傾分子によりひんびんとして起る暴動のために、朝鮮人に対する國民感情が惡化し、やがては健康なる生活を営む、まじめな朝鮮人諸君が、そばづえを食うようなことになることをおそれるのであります。(拍手)われらは、ひんびんとして起る暴力事件に直面して、左傾朝鮮人の反省を促すとともに、もし今後引續き暴行を続けるならば、今後いかなる事態が到来しても、あるいはいかなる不利な立場に立つても、一切の責任は彼らにある、というこゝをこゝに警告するとともに、その自重と自制を心から望むのであります。(拍手)

政府は、日韓會談を早急に再開し、破壊分子や犯罪者等の強制送還の方途

昭和二十七年六月三十日 衆議院會議録第六十三号 議員請暇の件 朝鮮人の騒ぎ、事件に関する中村君の緊急質問

国有鉄道の新線建設並びに電化促進に関する決議案(満尾君亮君外二百六十八名提出)

(委員会審査有略要求事件)

○議長(岩本信行君) 満尾君亮君外二百六十八名提出、国有鉄道の新線建設並びに電化促進に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(岩本信行君) 満尾君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と叫ぶ者あり

○議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

した。国有鉄道の新線建設並びに電化促進に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨を明瞭に申し上げます。満尾君亮君。

国有鉄道の新線建設並びに電化促進に関する決議案

国有鉄道の新線建設並びに電化促進に関する決議案

今回政府において鉄道新線十一線を本年度予算をもつて建設に着手することを決定したのは、国有鉄道の本義にかんがみ正に當を得たものであるが、更に鉄道建設審議会が補正予算をもつて建設すべきものと建議した新線十六線及び営業休止線三線も又、国土の有効利用、資源の開発等より見て速やかにこれを建設する必要がある。

なお又、鉄道の電化についても石炭の節約、輸送力の増強等をはかるために、これを更に促進する必要があると認める。

よつて政府は、これらの財源につ

き機宜の措置を講じ、右新線の速やかなる建設及び電化の拡充を期すべきである。

右決議する。

(満尾君亮君發言)

○議長(岩本信行君) たいま上程になりました。国有鉄道の新線建設並びに電化促進に関する決議案につき、提案者を代表して趣旨を明瞭にいたしたいと存じます。

まず案文を朗讀いたします。

国有鉄道の新線建設並びに電化促進に関する決議案

今回政府において鉄道新線十一線を本年度予算をもつて建設に着手することを決定したのは、国有鉄道の本義にかんがみ正に當を得たものであるが、更に鉄道建設審議会が補正予算をもつて建設すべきものと建議した新線十六線及び営業休止線三線も又、国土の有効利用、資源の開発等より見て速やかにこれを建設する必要がある。

なお又、鉄道の電化についても石炭の節約、輸送力の増強等をはかるために、これを更に促進する必要があると認める。

よつて政府は、これらの財源につ

き機宜の措置を講じ、右新線の速やかなる建設及び電化の拡充を期すべきである。

右決議する。

案文は以上の通りでございますが、その趣旨について申し上げます。

顧みれば、終戦後すでに七年、国民待望の講和を克復いたしました今日、われわれに課せられた最も大きな責務の一つは経済の自立であります。無謀な戦争により国土の半ばを失つたわが国が、経済の自立を達成するために残された最大の希望は、未開発資源の開

発と、国土の高度の利用とでありま

す。しかして、関係地域の総合開発の先鞭をなし、基盤をなすものは、交通機関の整備拡充、特に鉄道新線の建設であります。これに関連する自動車輸送もあり、地理的立地条件から見て、資源開発の角度からすれば、その主役を演ずるものは実に鉄道であります。かくして、未開発地方に鉄道を建設することは、ひとりその地方の開発、国土の有効利用に貢献するところ

大なるのみならず、政治、経済、文化等のあらゆる面において国民生活に直結するものであることに思いをいたすときは、新線建設の重要性ははかり知れぬものがあります。ここに於いてか、関係地方の国民大衆の新線建設に對する要望は実に熾烈なるものがあり、まことに涙ぐましいものがあるのであります。

一方、わが国鉄新線建設の概況を顧みますと、戦前には約五千万円見当の建設公債を発行し、毎年約三百キロずつの新線建設を見て来たのであります。今日、わが国鉄建設の別表に掲げられておられる予定路線は約二万余キロ、かつて予算措置をいたしました新線、いわゆる未成線が千六百余キロ、昨年度工事の完成いたしましたものは四十六キロとなつております。この状況をもつてすれば、まことに日暮れて道遠しの感が深いのであります。政府もよく、前述の国民的要望にこたえて、二十七年年度国鉄予算には、資金運用部からの借入金二十億圓を計上し、鉄道建設審議会の答申に基き、未成線のうち最も緊要度の高い新線十一線、二百七十七キロの建設の決定を見るに至りましたことは、まことに御同慶にたえないところであります。しかしながら、この程度の新線の建設をもつてしては、なお国民大衆

の要望の一部をも充足し得ないのみならず、長期にわたる国土開発の大局的見地からもきわめて不満足であります。から、さきに鉄道建設審議会が補正予算をもつて建設すべきであると建議いたしました新線二十六線、五百五十キロの建設及び営業休止線三線、八十五キロの復活をはかることを今年度より引続き実施するよう、ここに私も提案者一同は強く政府に要望いたします次第であります。

元來、鉄道の新線は、確固たる年次計画を立てて、年々平均した工程をもつて建設することがきわめて望ましいのであります。ところが、これは巨額な資金を要し、これが調達方法はすこぶる問題なのであります。世の中の一部には、すでに独立採算を標榜する国鉄の新線建設をいふことを不可とする説もあり、なるほど、国鉄の現況は、戦後復興の跡著しいものありといえ、なお施設、車両等の復元、改良、拡充を要するものが多々あり、経営的にはきわめて多難な状況にあります。国鉄といふにしても、よろしくさらに一層の経営合理化をはかり、可及的すみやかに赤字経営を克服して自己資金の抽出に努め、新線の建設はかるべきであります。しかしながら、国鉄の右様の努力にもかかわらず、国鉄の現状が今たに巨額なる建設費を負担し得ない事實は、何人もこれを認めざるを得ないのであります。それゆゑに、私も、鉄道新線の重要性にかんがみ、この際政府は政府資金の増額、鉄道債券の発行について特段の措置を講ずべきことを主張するものであります。

そのほか、鉄道は、近代文明国の一切の活動の枢軸をなすもので、ここにこれが国有国営の経営形態をとる場合に

おいては、その公共的性格に於いて、国有鉄道は改定せられた高標準、有料の道路であるとも言ひ得るのであります。今日の国有鉄道は公共企業体の組織となり、運営上独立採算制をとつていますが、かつての国営当時とかわらない国家の嚴重なる監督に服するものと、幾多の特典を国家より付與せられており、またきわめてしばしば、国家の公共的負担において援助せられております。従つて、国家は国民に對して、国有鉄道を利用し得る便宜をなるべく広く供與する義務があり、各辺境に居住する国民もまた、なるべくすみやかに国家の経営する交通機関を利用し得る機会均等を主張する権利があると考えます。

この意味で、わが国有鉄道は、国内全般にわたって、その鉄道交通網を拡充普及せしめ、完全な交通系を完成するまでは、時のよろしきに従ひ、若干の緩急消長があつても、新線建設の努力をたゆむことなく継続することをその本質的義務とするものであります。このような国有鉄道の公共的性格にかんがみ、国鉄経済の状況に應じ、国家的見地に立つ新線建設費に国が資金を投入することは、形式的な見方は別として、その本質においては、道路その他の公共事業の場合と同様に見られるもので、ここに生きた政治が存すると考えます。

次に鉄道債券の発行についてであります。日本国有鉄道法に定められてあるにもかかわらず、何ゆゑにか、所要事項を規定する政令が公布せられなかつたため、有名無実のままに放置されていたものであります。昨年十月、ようやく政令の公布を見るに至つたのであります。終戦後、わが国の財政経済政策は、占領軍当局の強力な指導により、超均衡予算を目途とする緊縮方針を堅持して参つたのであります。が、過

昭和二十七年六月三十日 衆議院會議第六十三号 国家行政組織法の一部を改正する法律案

去七年にわたる耐乏忍苦の努力により、わが国民生活の水準と経済の実態とは大いに改善せられ、待望の講和成就した今日、新しい国家建設への第一歩を踏み出すにあたり、積極方針への転換の機はまさに熟していることと考へられるのであります。ことに、国鉄新線建設のごとき、現在並びに将来の国民生活の基礎となるべき生産的事業に対する投資は、最も明らかな資本の蓄積であり、かつ、これらの新線建設の効果は、現在よりもむしろ将来の国民が長くその恩恵に浴することと思へば、この新線建設の全部もしくは一部を鉄道債券の公募に仰ぐことは最も時宜に適した方策であると信ずるものであります。かつての国有鉄道が、長年にわたつて新線の建設費を公債支弁としてまかなつて参つた歴史に徴しましても、この間の事情は明らかであります。

また最近、新線建設に直接関係を持つ地方においては、あるいは市町村議会の決議をもつて、あるいは市町村議会の決議をもつて、もし鉄道債券が発行せられるならば、進んでこれの一部を受け、資金の面において協力することとを惜しまない旨を表明しているのがあります。ゆえに、われわれは、政府に對し、この際鉄道債券の発行について特段の措置を講ずるよう強く要望いたしたのであります。

次に、国鉄の電化について申し上げます。元来、この鉄道電化たるや、わが国の乏しい石炭資源を節約し、天恵の降雨量を活用する水力電氣を動力源として石炭と置きかへんとするもので、最もわが国情に適合した施策であると言ひ得るのであります。すなわち、わが国における石炭の最大の消費者は国有鉄道でありまして、年間約二百三十万トン、全国出炭量の約一三%

を消費してゐるのであります。が、国鉄を電化することにより、良質かつ高品位の石炭を、しかも大量に節約することができ、その節約せられた石炭が他の産業において有効に使用せられるのであります。さらには、その意義たるや非常に大きいといわねばならないのであります。さらにまた、この電化により、列車回数の増加、運転時分の短縮、牽引力の増大等、輸送力の増強並びに旅行の快適を期し得るのであります。この面からする輸送の質的改善によつて公共の福祉に寄與するところ少くないのであります。

最近、国民の国鉄電化に対する要望はきわめて熾烈であるにもかかわらず、政府が本年度着手しようとするのは浜松、姫路間であり、さしあたり浜松、名古屋、稲沢間の工事完成のため必要とする予算補正の方途を講ずるとともに、東北、阿毛、常磐、信越、中央、北陸、山陽、鹿児島等各本線の電化計画の実施を急がねばならぬと考へます。

なお、幹線電化の実施が遅々として進まぬ現段階において、これが實質的な實現をはかる方途を提言いたしたいと存じます。すなわち、最近米田において急速に普及発達を見つつあるディーゼル電氣機關車を幹線旅客輸送に使用するならば、莫大なる固定施設を要せずして、ただ機關車のみを交換により、ただちにほとんど百パーセントの電化の効果を生ず得ると考へます。

しかしながら、右電氣機關車は、その幾多の長所があるにもかかわらず、究極において燃料を海外の供給にまねばならぬのであります。国家百年の大局に立てば、これによつて国鉄の電化の基本計画を何ら変更するものではなく、幹線の電化の進行の速度はこれをゆるめることなく、ますます促進

すべきものと考へます。このようにして、わが国鉄各幹線の電化が達成するに從ひ、当該区間に使用せられていたディーゼル電氣機關車を、漸次各支線、ことに山間の勾配線等に転用して行くならば、わが国鉄電化計画の進歩を最もめづかに、かつ最も能率的に實現し得ると考へる次第であります。運輸大臣のこの点についての深甚なる考慮を煩わしいと思ひます。

なお戦前、国鉄各支線区等において活躍していた、いわゆるガソリン・カーは、戦後ディーゼル機關の動力車に改造の由であります。右ディーゼル車の輕快高性能に基く特質に対する各方面よりの要望が強いのであります。しかるに、この車種の国鉄の現有車両はわずかに百八十余両で、戦前の約半数であります。よつて、政府は、都市周辺の電車輸送に対する代替機關として、また交通量の比較的少い各地方線区及び支線区に對し、交通頻度の向上と輸送能率の改善をはかる方策として、この際少くとも三百両程度のディーゼル動力車を増備し、もつて国民大衆の要望にこたへられんことを切望いたします。

以上、決議案の趣旨について申し上げました。何とぞ新線建設並びに電化の重要性を御了承の上、御賛成あらんことを切に希望する次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

この際村上運輸大臣から発言を求められております。これを許します。運輸大臣村上義一君。

○國務大臣(村上義一君) ただいま御決議になりました国有鉄道の新線建設並びに鉄道電化の促進につきましては、もちろんのこと、さらに御説明中に伺いましたディーゼル・カーの増備普及の件につきましては、資源の開発、国土の有効利用の観点から申しまして、また石炭資源の保存、国鉄自身の運営の合理化という点から見まして、さらにまたサービスの向上、輸送力の増強という観点から見しても、きわめて重要なことと考へます。全国の国民の要望がきわめて熾烈なるゆゑ、もとより工事能力の問題、また財源の問題等もありますが、政府としては、最善を盡して機宜の処置を講じて、一日もすみやかに御決議の趣旨を實現したいと念願いたしておる次第であります。

○國務大臣(野田卯一君) ただいま議題となりました国家行政組織法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

国家行政組織法によれば、府及び省には内部組織として局及び課を、委員及び庁には同じく部及び課を置くことを原則としております。しかしながら、例外的に、別表に掲げるものに限り、本年六月三十日まで府、省または本部の官房及び局中に部を置き、また庁に局を置くことが認められております。政府は、今般の行政機構改革に關連し、このように例外的に設置されている部や局はこれを廃止し、国家行政組織法の原則に返ることとし、各府省設置法等の改正法律案を国会に提出し、御審議を願つてゐるのであります。が、国会における御審議の状況にかんがみ、六月三十日までこれらの法律案を成立することは困難と考へられまして、このため臨時に設けられていた部及び局の設置期間を本年七月三十一日まで一箇月間延長することが必要であります。

改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨を説明を許します。國務大臣野田卯一君。

国家行政組織法の一部を改正する法律案

国家行政組織法の一部を改正する法律案

国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の三(六月三十日)を「七月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔國務大臣野田卯一君登壇〕

○國務大臣(野田卯一君) ただいま議題となりました国家行政組織法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

国家行政組織法によれば、府及び省には内部組織として局及び課を、委員及び庁には同じく部及び課を置くことを原則としております。しかしながら、例外的に、別表に掲げるものに限り、本年六月三十日まで府、省または本部の官房及び局中に部を置き、また庁に局を置くことが認められております。政府は、今般の行政機構改革に關連し、このように例外的に設置されている部や局はこれを廃止し、国家行政組織法の原則に返ることとし、各府省設置法等の改正法律案を国会に提出し、御審議を願つてゐるのであります。が、国会における御審議の状況にかんがみ、六月三十日までこれらの法律案を成立することは困難と考へられまして、このため臨時に設けられていた部及び局の設置期間を本年七月三十一日まで一箇月間延長することが必要であります。

これが本改正法案を提出する理由であります。何とぞすみやかに御可決あらんことをお願いいたします。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本家に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

第一 図書館運営委員長の国立国会図書館法第十一條第二項による審査の結果報告

○副議長(岩本信行君) 日程第二、図書館運営委員長の国立国会図書館法第十一條第二項による審査の結果報告を求めます。図書館運営委員長菊池義郎君。

○菊池義郎君登壇

菊池義郎君 至つて重要な問題であり、しかも興味しん／＼たる報告でございます。いまから、漏れなく御清聴をお願い申し上げます。(ヒヤ／＼)

国立国会図書館法の規定によつて、図書館運営委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

本委員会は、本国会におきまして、昭和二十七年年度の図書館の予算、組織、規程の改正案、図書館長の経過報告等を審査いたしましたのであります。

まず本年度の図書館の予算において注目されますのは、国会図書館庁舎敷地買収費が計上されたことであり、これは、開館以来の懸案であり、本館建築に向つて第一歩を踏み出したものでございまして、まことに意義深いものでございしますが、来年度からはさらに建築費が計上されなければなりませんし、しかして、この議事堂の近くに面目を一新いたしました国会図書館が新築されなければならないと存じます。

申すまでもなく、国会図書館は、図書及びその他の資料を収集いたしましたし、国会議員各位の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に對し、さらに日本国民に對し、法の規定するところから従つて図書館奉仕をいたすことを目的としております。この目的を完全に遂行し、図書館の使命を達成するためには、さらに多くの図書館資料を収集して、職員を増加し、完璧を期する必要があると存じます。現在、あまり能率的でないところの建物であり、また、旧赤坂離宮の一部と三宅坂の分室において、五百数十名の職員が図書館の目的遂行に向つて懸命の努力を続けておられますが、現在の図書館には、図書館資料の全部を収容する不燃焼の書庫がございません。全国の出版物の納本は、図書館奉仕に活用する一方、国家將來のために文化財としてこれを蓄積しているものであります。が、一旦火災をこうむりまして、これを烏有に帰せしめるようなことがあれば、まことにもつたない次第でございます。

さらに、今後の立法に關しましては、議員みづから立案して法律の制定に当らなければならないのであります。から、議員各位は資料の豊富な場所において研究をする必要があり、このためには、議事堂近くの建物内に研究室を持たなければならないのであります。また、図書館の職員をして調査研究させるためにも、議事堂近接の地を選ばなければならないのであります。米国の国会図書館、すなわち国会図書館は、百五十六万平方フィートの床面積と、二百五十マイルに及ぶ鋼鉄の本だなを持つております。議事堂の約三倍以上の大きさになつておるのであります。しかして、一千万以上の図書館資料を持ち、職員は二千名を越えております。

た調査報告書は、ただちに本館に送られまして、それ／＼専門委員によつて検討された上、目録公開されたのであります。B・B・リポートの購入に關しては、これがいづゆるP・B・リポートでございます。つまり米商商務省出版委員会が報告をいたしました。このリポートは、すでに刊行された分だけでも十二万冊、五百万ページに上り、さらに未刊の分が三万冊残つておることです。また、これを日本に入れますと、三十年の立派な一挙にとりもどすことができるといわれております。ほらどうも何でもございませぬ。ほんとうの話です。

民生の安定に資するなど、相づけて國の再建に資するところがある。果はまづたいはかり知ることのなきないものがあるのではありません。

このように価値の高いリポートでありますので、情勢の変化によつては、いつ何時これを外國に持ち出すことを禁じられるかもしれないというおそれがあるのでもございします。従つて、國家が至急一掃入手する必要があると存じます。日本がこれを整理保管いたしました上は、これを整理保管いたしました上は、閲覧、複写等により、あるいはレファレンスにより、広くこれを活用することができまうので、これを国立国会図書館に備えつけることがきつめて緊要であると思われのでございします。従いまして、本委員会におきましては、去る十八日、P・B・リポート購入に關する件につき決議を行い、国会図書館に對し目的達成に努力するよう建議するとともに、早急にその予算上の措置を講ずるよう、強く政府に要請いたしました次第でございます。

最後に申し上げたいことは、これと興味ある問題でございますが、いづゆるP・B・リポートの購入に關してでございます。P・B・リポートと申しますと、元の言葉でリポート・オヴ・パブリケーション・ボードでございます。これを日本語に訳しますと、公表委員会の報告とでも言つた方が一番適當ではないかと存じます。今次大戦の末期に、旧樞密院を占領いたしました米連合國は、いち早く組織されました米英の技術調査団によつて、ドイツその他の主要敵國の技術書類を手に入れたのでございします。これらの資料は、ドイツのIG会社だけでも数十万ページに上つたのであります。手に入れました。

た調査報告書は、ただちに本館に送られまして、それ／＼専門委員によつて検討された上、目録公開されたのであります。B・B・リポートの購入に關しては、これがいづゆるP・B・リポートでございます。つまり米商商務省出版委員会が報告をいたしました。このリポートは、すでに刊行された分だけでも十二万冊、五百万ページに上り、さらに未刊の分が三万冊残つておることです。また、これを日本に入れますと、三十年の立派な一挙にとりもどすことができるといわれております。ほらどうも何でもございませぬ。ほんとうの話です。

民生の安定に資するなど、相づけて國の再建に資するところがある。果はまづたいはかり知ることのなきないものがあるのではありません。

このように価値の高いリポートでありますので、情勢の変化によつては、いつ何時これを外國に持ち出すことを禁じられるかもしれないというおそれがあるのでもございします。従つて、國家が至急一掃入手する必要があると存じます。日本がこれを整理保管いたしました上は、これを整理保管いたしました上は、閲覧、複写等により、あるいはレファレンスにより、広くこれを活用することができまうので、これを国立国会図書館に備えつけることがきつめて緊要であると思われのでございします。従いまして、本委員会におきましては、去る十八日、P・B・リポート購入に關する件につき決議を行い、国会図書館に對し目的達成に努力するよう建議するとともに、早急にその予算上の措置を講ずるよう、強く政府に要請いたしました次第でございます。

何とぞ議員各位におかれましては、これらの事情を御察察ください。まして、大局的見地から本決議に絶大の御支援を賜りますようお願い申し上げます。私の報告を終る次第でございます。

行政監察特別委員長の同委員会における調査の報告

○副議長(岩本信行君) 行政監察特別委員長から、同委員会における調査の報告をいたします。行政監察特別委員長内藤隆君。

行政監察特別委員長の同委員会における調査の報告

○副議長(岩本信行君) 行政監察特別委員長から、同委員会における調査の報告をいたします。行政監察特別委員長内藤隆君。

行政監察特別委員長の同委員会における調査の報告

○副議長(岩本信行君) 行政監察特別委員長から、同委員会における調査の報告をいたします。行政監察特別委員長内藤隆君。

行政監察特別委員長の同委員会における調査の報告

○副議長(岩本信行君) 行政監察特別委員長から、同委員会における調査の報告をいたします。行政監察特別委員長内藤隆君。

日に、衆議院本會議の決議によつて創設されたものであります。第十三国会におきましては、繼續して設置すべきことが決議されたのであります。本国会の会期は延長されましたが、本日ここに本委員会において調査を行ひました諸事件につきまして御報告を申し上げたいと思つております。

まず前国会時代において調査いたしましたものは、不正出入国事件、桜木町駅電車事故に関する件、公共事業をめぐる不正事件、日本専売公社関係事件等でありましたが、本国会会期中、第一に取上げました問題は、大蔵省の所管である国有財産の管理処分に関する行政監察であります。

その第一は、関門港にあつた圧力五十トン起重機にからまるところの不正事件であります。この事件は、大蔵省の出先機関たる北九州財務局、運輸省の第四港湾建設部、福岡特別調達局等が関係を持つ複雑な事件であります。まず北九州財務局が、預託という形式で、日本サールページ会社同支店に右起重機を無償で保管を依頼し、同社に不当の利得をさせていたことが、本委員会の調査の結果判明いたしました。そして、あらためて四十数万円の使用料を徴収せしめられたのであります。

次に、第四港湾建設部が右財務局からその起重機の貸付を受けたのであります。何ら使用することなく、数箇月間保管したまま放置いたしておいたものであります。ところが、たゞ朝鮮事業が突発するに及び、連合軍から徴用されることがなつたのであります。そのときはすでに貸付期間が経過していたにもかかわらず、第四港湾建設部は、財務局に何ら相談することなく、民営会社に一時貸付の契約を結んでしまつたのであります。貸付を受けた業者は、あたかも自己の所有船の

ごとくに仕立てまして、福岡特別調達局と契約を結び、巨額の使用料をとりました。第四港湾建設部へは、定期的修理分租金としてその一部分を支拂つたのみで、しかもこの修理分租金は国庫に納入せず、首脳部が個人的に保管していたという奇怪な事実まで判明したのであります。

本委員会がこのことが摘発されるや、運輸当局は急いでこの金を銀行に別段預金として、その後業者から未納の分も徴収して、合計百四万七千五百円を正式に国庫に納入したのであります。さらに驚くべきことは、連合軍の用務が終つた後、貸付を受けていた枅谷組は、その過失によつてこの船を沈没せしめてしまつたのであります。第四港湾建設部は、本省に対して引揚費一千万円の予算を要求していることであります。幸いにも、本省はこの予算を承認いたしませんでしたが、いまなお右起重機は沈没したままになつておるが実情であります。これら幾多の不可解な行政措置の裏には、贈收賄や横領背任等の疑いが濃厚になつておることは当然であります。確証をつかむに至つておりません。

国有財産管理処分の不正事件の第二として調査しましたものは、財団法人聖十字学園の事件であります。これは、同学園長廣川義隆及び同理事長渡辺敬吉が首謀者となつて、社会事業に名をかり、厚生省東京衛生試験所の焼け跡の土地、建物の拂下げを受けたのであります。十箇年間は公益事業に供用するという條件を無視して、その一部を売却したり、また廣川園長と渡辺理事長との間で土地や建物を分配したのであります。かような不正事実が判明したのは昭和二十五年二月であります。が、会計検査院の手でこれが発見されたのであります。これにより、国有

財産管理の主管たる大蔵省は、翌二十六年二月に至つてようやく契約の一部を解除し、学園が社会事業に供用し、学園はこれの処置を無視し、その後も残存した土地を売却し、その後など、国との契約違反を繰り返して来たことが、本委員会の調査によつて判明したので、関東財務局は、本年四月、学園に対する売買契約を全面的に解除することとしたのであります。

本委員会は、この学園の経営する社会事業の実態の現地調査もいたしましたが、社会事業として認められるものは、ただ家入收容所だけであつて、簡易宿所、母子寮、太陽の湯等は、名称のみが社会事業のごとく、その実態は営利事業であつて、とうてい社会事業とは認めがたいものであつたのであります。聖十字学園という、いかにももつとらしい美名を用いて、かかる詐欺的社会事業が公然と行われていることはまことに奇々怪々でありまして、東京都や厚生省が、かかる美態の調査もせず、軽々しく法人の認可を与えたり、社会事業として認めた。大蔵省もまた十分な調査もしないで国有財産を低額に拂下げたというところは、何といつてもその責任を問われなければならないところでありました。前に申したごとく、大蔵省もその拂下げの非を認めまして契約を解除し、厚生省も近く法人名義を取消す処分を行つた本委員会に報告がありました。たから、本件は、本委員会の調査の結果、不正不当の事実が是正されるに至つたわけでありました。

国有財産管理処分に関する事件の第三に、山口県岩国市の沖になぞの爆沈を遂げた軍艦陸奥のはざとり事件と称せられるものであります。これは、西日本海軍工業株式会社、山口県知事の許可を得て、搭載物資たる燃料、食料品、繊維品、非鉄金属類の引揚げを企てたことに端を発するものであります。当時陸奥は、連合軍からわが国に返還されていなかつたので、極東海軍司令部から抗議が来たために、一時この計画は中止されたのであります。その後、建設省が主体となり、あらためて搭載物資の引揚げ及び処分をその責任において実施することの許可を得たので、建設省にその実施監督を山口県知事に委任し、引揚げた物資は、一般の返還軍需物資、すなわち特殊物資の処分方法により、政府の指示に従つて売却するということになつたのであります。ここにおいて山口県知事は、あらためて前述西日本海軍工業と契約を結び、引揚げ作業が再開されたのであります。この作業継続中、朝鮮事業が勃発して、金属類の価格が暴騰し、また陸奥の艦体自体が連合軍からわが国に返還されるに至つたのであります。今までは引揚げ許可を受けた物資だけが特殊物資として返還されたものでありますが、今度は艦体そのものも返還されたのであります。建設省の所管においての引揚げ物資の範囲、すなわち搭載物資は何ぞやというところが問題となつて来たのであります。大蔵省、建設省、山口県当局の見解は、艦と一体をなす機械類、装備品は搭載物資ではないとしてゐるのであります。が、会社側はこれをきわめて広義に解釈し、艦体をどん／＼破壊して、重要機械類、装備品を引揚げ、またこれを無断で処分してしまつたのであります。しかるにかかわらず、山口県の監督の任に當つてゐる係員は、県が搭載物資でないとしてゐる物資の引揚げを黙

認し、また無條件に契約量を超過する引揚げを認め、火薬に對しても申請通りの数量の使用を許可してゐるのであります。これは、県と会社とが共謀して、特殊物資の名のもとに国有財産を窃取横領したのではないかと疑ひも起りますので、本委員会はこの点を追究しましたところ、結局搭載物資に関する見解の相違と、県がこの仕事を一係長にまかせ切りであり、この係長がまつたく傀儡的存在となつて会社側に翻弄されてゐたことが判明したのであります。なおこれに加ふるに、建設省が三回目の期間延長に際し、何ら実情を調査しなかつたことが、不正行為にさらけに拍車をかけた結果となつたことも否定しがたく、中国財務局もまたその所管となつた後、單に一片の書類による警告を發しただけで、全然現地調査をしていないというように、行政官公署の事務懈怠が原因をなしていることも否定できないのであります。山口地方檢察庁は、本年四月十五日、西日本海軍工業社長武岡賢一に対し、業務上の横領罪で起訴しておりますが、大蔵省、建設省、山口県当局は、損害の共同調査を遂げ、西日本海軍工業に對し求償すべき責任があるというものが、本委員会の結論の一つであります。

なお、本件調査中、陸奥艦内には約一千柱と推定される多数の英米と殉戦者の尊き遺体が眠つてゐることが判明いたしましたので、関係官庁を証人として喚問し、英艦に對する事後の行政措置につき、その善処方を要求したのであります。遺家族多岐より、委員会に對し、激励と感謝の書状が参つております。以上三つの国有財産に関する事件を通じて、いかにもその取扱いが粗雑であつて、官公吏の国有財産に對する認識の程度が低く、無責任であることが判

明したことは、まことに遺憾でありま
す。ことに聖十字学園に關連して判明
したことであります。關東財務局
では五十数件、金額にして五千万円に
上る國庫收入金が、收入と同時に正し
く國庫に收入されず、相當の期間、個
人保管または銀行預金等の方法で保管
されてゐるという事実も発見されたの
であります。これまた官吏の國庫
金取扱いに關する認識の低下を物語る
ものと言わなければなりません。かか
る事実が官吏の不正事件の温床とな
ることは、火を見るよりも明らかなこ
とであります。

さらに本委員会で取上げたのは、女
子及び年少者の人身売買に關する件で
あります。これがきわめて世の視線
を引かして、新聞の社説及び記事ま
たは雑誌等でも大々的に取扱われまし
たことは、あらためて申し上げるまで
ありません。本問題は、その根本
に、わが國民の經濟生活の安定、道徳
生活の向上、封建思想の擯斥、人権尊
重の徹底等、一朝一夕では実効をあげ
がたき大問題が存在しているものであり
ますが、本委員会でこの問題を調査
した結果、人身売買取締りに關し、人
身売買の仲介者の取締り処罰のほか、
買主の所罰規定、売主の責任所罰の
規定等を含めた特別法の制定が必要で
あること、現在の職業安定期の非能率
性を打破すること、従来閉鎖され
ていた農山漁村兒童の恒久的な就職あ
つせんにも積極的な力を注ぎ、義務教
育終了兒童の職業指導の拡充強化が必
要であること、また学校教育において
は、社会科に人身売買問題を取入れ、
兒童間に人身売買の惡習を自覚させ、
人権尊重の思想を植へつけることが必
要であること等が認識され、結論とな
つてゐるのであります。

本委員会でこの問題を取上げて以

昭和二十七年六月三十日 衆議院會議録第六十三号

行政監察特別委員長の同委員会における調査の報告

来、新聞、放送、雑誌等で、人身売買
の防止、人権尊重の世論が全国的に高
まつたことは前に一言いたしました
が、なお行政機構及び法の盲点を明確
に指摘して、これが改正の資料を提供
し、本委員会の調査の対象となつた諸
事件につき、厚生省及び地元県庁関係
當局が、これまで閣下及び現地調
査を實行し、全国民生部長會議が特に
本問題を取上げてその対策を協議し、中
央青少年問題協議會が本委員会の調査
報告書を複製して、その下部機關及び
關係諸機關並びに全国市町村に配布し
て対策の資料としたこと等は、本委員会
の活動が世間に與へた好影響として特
に御報告申し上げる次第であります。

最後に本委員会が調査しました問題
は、今日のわが國の大問題である治安
警備状況に關する件であります。
本年一月二十一日、北海道札幌市に
おいて、市警の白鳥警部が射殺された
事件が起り、事件の前後、日本共産党
がこの事件に直接間接關係のあるビラ
の貼示やデモ行動等に出ているという
情報を知りましたので、委員会は時
を移さず委員の実地調査を決定し、篠
田、高木、熊熊、田淵の四委員は飛行
機で現地に急行して調査を行い、また
京都府警事件が突発するや、折からの
自然休会を利用して、委員会は田淵、
野村、押谷、井上、高倉の五委員を現
地に派遣して実地調査を行つたので
あります。このほか、事務局に命じ
て、広島県、長野県、東京都、愛知県
において頻発した警察官に対する殺人
傷害事件または集団暴行事件等の下
調査を行つてゐたのであります。
が、下調査の完了した京都市及び広島
県の集団暴行事件をまず取上げて委員
会を開會し、証人尋問を行つたのであ
ります。

この調査中、たゞ／＼五月一日の

め、府県、地区等に軍事委員會を組織
しつゝあること。
五、警察官、駐留軍の武器奪取を指
令すること、また、榮養分析表等の秘密
出版物により、広汎にわたつて偽造ガ
ス、火炎彈等の製造法、使用法が指示
され、すでに相當量が準備使用されて
いること。
六、陽動作戦並びに遊撃作戦の訓練
が施され、かつその技術が巧妙になり
つつあること。
七、民主的労働組合、団体等を内部
から切りくずし、その指導権を握るう
とし、また集會、行進等の機會を利用
して暴動化をはからんとしているこ
と。

等でありますが、特に最近の事実と
して注目されるものは、北朝鮮在日朝
鮮人とその間に日鮮共同闘争の態勢が確
立し、在日朝鮮人が日本共産党の最も
有力な尖兵となつてゐる、幾多の恐
怖感を生ずべき事態を引起したことであ
ります。(拍手)すなわち、北朝鮮在日
朝鮮人の間に祖國防衛隊並びに祖國防
衛委員會組織が急速に伸びつゝある
こと、在日朝鮮人に對し、強制送還
を企てて宣伝、煽動することによつ
て、北朝鮮朝鮮人勢力の拡大と日共
勢力の浸透を企圖していること等の事
実が指摘され、在日朝鮮人の問題は、
新生日本の治安の警備上の重大な問
題として、その対策を講ずることが焦
眉の急務であると痛感されたのであり
ます。

以上のような事態に對しまして、治

に乘せられる弱點を示したのであります。
第三に、治安當局の機動力の充實
その他整備の点に一段の改善の余地が
あることが認められたのであります。
次に制度上の問題としては、第一に、
集會、行進等に關する公安條例をす
みやかに全国一律に法律化する必要が
あること、第二に、刑事訴訟法の勾留
理由開示、釈放権の行使等につき急速
に改正を行ふ必要のあることが認めら
れたのであります。特に現在におけ
る治安取締上の重大な欠陥は、自治体
警察のあり方並びに國警、自警二建
制度に起因するものが最大であるとい
ふ点が認識されて、警察一本化が、治
安取締りの能率の点と、國民負担軽減
の点とより、すみやかに実施すべき
であるとの結論に達したのであります。

日本共産党が、昨年十月、第五回全
國協議會で武力革命に關する戰略戰術
を決定して以來、同党の行動は白
晝公然と暴力化の方向をたどり、ソ連
國共產主義國家群の一環としての人民
政府樹立を目標に、あえて手段の何た
るを選ばない地下活動を開始して參つ
たのであります。広汎な國民戦線の
結成のためには、その合法面を利用し
て、あらゆる宣伝、煽動を行うのはも
ちろん、各種の陳情抗議運動を行うこ
とによつてその推進の微化をはかつて
いるのであります。かかる日本共産党
の暴力的攻撃態勢に對して、政府は、自
由主義を守り、民主政治を確立するた
め、一日も早く日共の地下活動の究明
と、その撲滅とにあらゆる努力を傾倒
すること、日本共産党による独裁
的暴力化の美相とその目的とを國民の
前に暴露して、國民各層の間に反共理
念の確立をはかり、さらに治安活動が
國民の協力のもとに力強く推進される

昭和二十七年六月三十日 衆議院會議録第六十三号 議長の報告

より、対共政策の確立を期すべきであると結論された次第であります。(拍手)

さらに、前述の騒擾事件に関連して起つた各大学の学生と警察官との紛争事件も、本委員会において引き続き問題として取り上げましたが、その詳細は別に書類をもつて報告してあります。大学が暴力革命の拠点となり、学生が革命の有力な一翼となることは、最近の中共、フランス、イタリア、東独等の共産革命運動においても顕著な事実であることを思ふならば、最近におけるわが国の学生運動の風潮に革命の前夜たる様相があるといふのも、決して本員の証言ではないと信じます。

以上は、本国会会期中において、本委員会が調査を完了しましたものの大要であり、諸事件の調査の完結次第、その都度報告書を作成して議長あてに報告しておきます。

なお、閣門の起重機船に関する件及び治安警備状況に関する件の結論に對しましては、共産党側委員より修正の少数意見がありましたことをつけ加えておきます。

次に、目下事務局に下調査を命じているものは、最近新聞紙をにぎわしているダイヤモンド及び金、白金の紛失事件を始め、電気通信省関係事件、四日市旧海軍燃料廠排下げ事件、特別調査庁業務関係事件、国鉄関係事件、鉄道公安官関係事件、職安闘争その他自由労務者関係事件、江東地区並びに新宿区角筈地区、宇都宮市土地区画整理関係事件、農林行政関係事件、商工組合中央金庫融資関係事件、税務行政運営に関する事件、高崎丸事件、国有財産中物納財産不当処理事件、人権擁護に関する事件、印紙変造事件等、実に十数件の調査を命じておきます。

これらはいずれ委員会を開催して調査に従うはすでありませんが、今日は以上をもつて第十三国会における行政監察特別委員会の活動状況の御報告を終りたいと思ひます。(拍手)

○議長(岩本信行君) 本日はこれにて散会いたします。

出席閣僚大臣

法務総裁 木村篤太郎君
外務大臣 岡崎 勝男君
運輸大臣 村上 義一君
国務大臣 野田 卯一君
国務大臣 山崎 猛君
出席政府委員
行政管理局次長 大野木克彦君
運輸省鉄道監督 細田 吉藏君
局固有鉄道部長

朗読を省略した報告

一、去る二十八日本院は第十三回国会の会期を七月一日から七月三十日まで三十日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

一、左記の政府委員は去る五月二十日退官のため自然消滅になった。

記

(内閣総理大臣官房)
審議室長事務代理

總理府事務官 増子 正安

一、去る二十八日常任委員会において、次の通り理事を補充選任した。

人事委員会

理事 淵上房太郎君(理事淵上房太郎君去る五月七日委員

辞任につきその補充)

通商産業委員会

理事 今澄 勇君(理事今澄勇君去る二十日委員辞任に

つきその補充)

決算委員会

理事 菅家 喜六君(理事菅家喜六君去る十八日委員辞任

につきその補充)

一、去る二十八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

法務委員 木村 公平君 井之口政雄君
通商産業委員 田万 廣文君
郵政委員 石原 登君 椎熊 三郎君
電気通信委員 犬養 健君 庄司 一郎君
三木 武夫君 川島 金次君
予算委員 野原 正勝君 米原 昶君
議院運営委員 高橋 英吉君 土井 直作君
松井 政吉君 佐藤 親弘君

内閣委員

一、去る二十八日議長において、次の通り常任委員の補充を指名した。

内閣委員

法務委員 庄司 一郎君 米原 昶君
通商産業委員 田万 廣文君
郵政委員 犬養 健君 三木 武夫君
電気通信委員 石原 登君 木村 公平君
予算委員 椎熊 三郎君 松井 政吉君
決算委員 船越 弘君 井之口政雄君
議院運営委員 押谷 富三君 前田榮之助君
川島 金次君 野原 正勝君

懲罰委員

一、去る二十八日議員から提出した議案は次の通りである。

懲罰委員

懲罰委員 懲罰委員 懲罰委員

懲罰委員

懲罰委員 懲罰委員 懲罰委員

懲罰委員

懲罰委員 懲罰委員 懲罰委員

懲罰委員

懲罰委員 懲罰委員 懲罰委員

懲罰委員

懲罰委員 懲罰委員 懲罰委員

懲罰委員

懲罰委員 懲罰委員 懲罰委員

懲罰委員

懲罰委員 懲罰委員 懲罰委員

懲罰委員

懲罰委員 懲罰委員 懲罰委員